

平成29年度 第3回 福岡市地域公共交通会議

日 時：平成29年12月21日（木）15時00分～
会 場：福岡市役所本庁舎 9階 特別第2会議室

会 議 次 第

1 開 会

2 議 題

1) 早良区脇山支線の運行内容見直しについて 議題1

3 閉 会

平成29年度 福岡市地域公共交通会議 委員等名簿

五十音順

所 属	氏 名	備考
九州運輸局 福岡運輸支局長	えとう ゆういち 江藤 裕一	
西日本鉄道株式会社 執行役員 自動車事業本部副本部長 兼 計画部長	おの てつや 小野 哲也	
一般社団法人福岡市タクシー協会 常務理事	おやま のぼる 小山 登	
福岡市七区男女共同参画協議会 代表	つちや かずえ 土谷 和江	
一般社団法人福岡県バス協会 専務理事	なかがわら たつや 中川原 達也	
安川タクシー株式会社 代表取締役	やすかわ てつじ 安川 哲史	
福岡市自治協議会等7区会長会 代表	やまぐち しげみ 山口 繁実	
西日本鉄道労働組合 自動車対策部長	やまもと よしみ 山本 義美	
福岡市 住宅都市局 都市計画部長	もりた たけし 守田 剛	会長

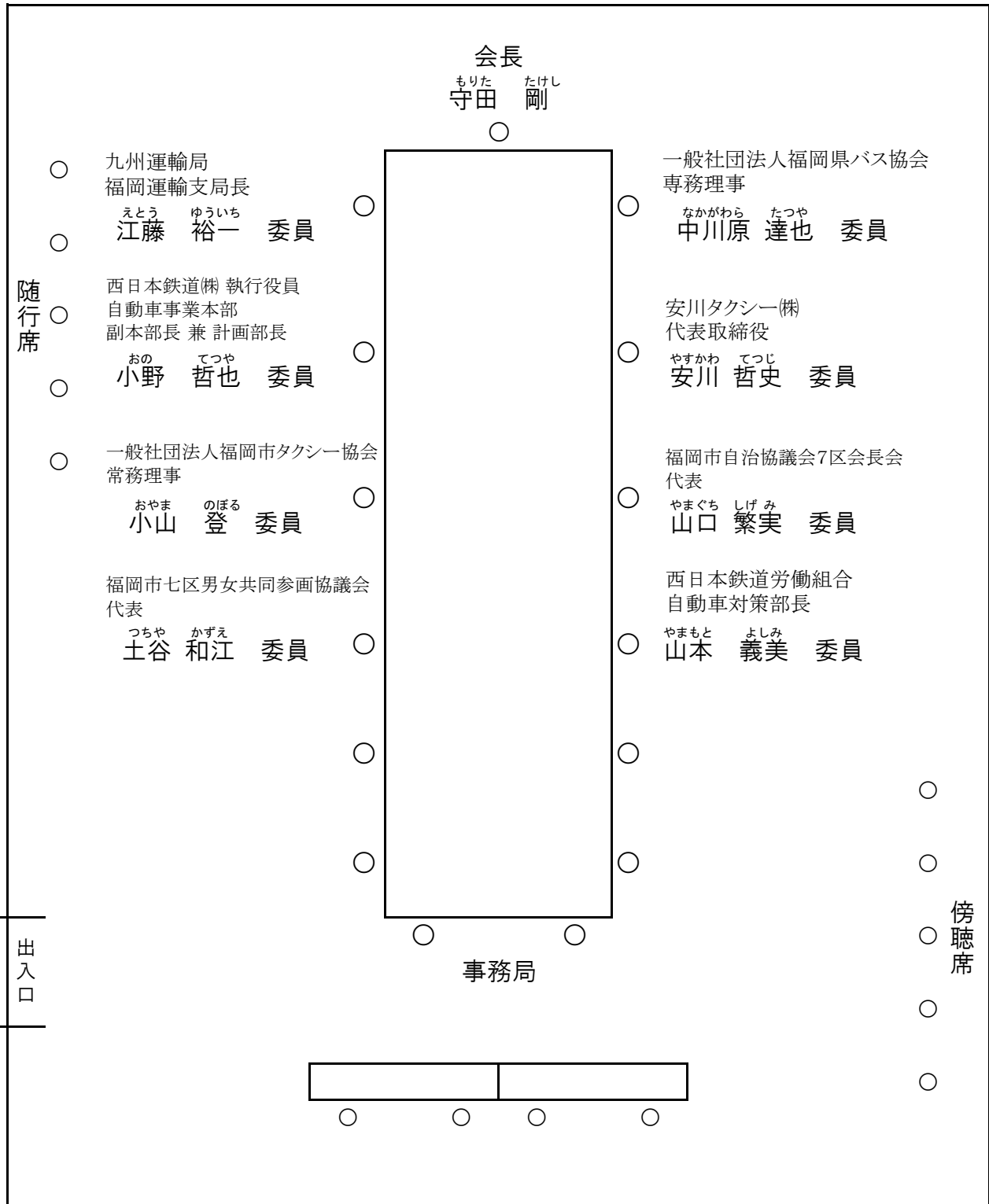
事務局

所 属	氏 名	備考
福岡市 住宅都市局 都市計画部 交通計画課長	たけした かずひろ 竹下 和宏	
福岡市 住宅都市局 都市計画部 交通計画課 公共交通支援係長	よしおか あさこ 吉岡 麻子	
福岡市 住宅都市局 都市計画部 交通計画課	たなか かつとも 田中 克朋	
福岡市 住宅都市局 都市計画部 交通計画課	なかむら よしひで 中村 嘉秀	
福岡市 住宅都市局 都市計画部 交通計画課	みなみ しゅうさく 南 秀策	

平成29年度 第3回 福岡市地域公共交通会議 座席表

日時：平成29年12月21日（木）15時00分から

会場：福岡市役所本庁舎 9階 特別第2会議室



今回の会議における議題について

今回の福岡市地域公共交通会議では、条例に基づく生活交通の確保のための施策に関する協議及び、道路運送法に基づく協議を行う。

■公共交通空白地等及び移動制約者に係る生活交通の確保に関する条例（抜粋）

第3章 福岡市地域公共交通会議

第12条 この条例の適正な運用を図るため、福岡市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を置く。

2 交通会議は、次に掲げる事項について、調査、協議及び関係者の意見の調整の事務を行う。

(1) 生活交通の在り方に関する事項

(2) 特別対策区域に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、市民の生活交通の確保に関し市長が必要と認める事項

3 交通会議は、道路運送法に基づく地域公共交通会議を兼ねるものとし、前項の事務のほか、同法に定められた協議を行う。

4 交通会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

議題
1

■道路運送法（抜粋）

（一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金）

第九条第四項 一般乗合旅客自動車運送事業者が、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、国土交通省令で定めるところにより、地方公共団体、一般乗合旅客自動車運送事業者、住民その他の国土交通省令で定める関係者が当該運送に係る運賃等について合意しているときは、当該一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項及び前項の規定にかかわらず、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。これを変更しようとするときも同様とする。

■道路運送法施行規則（抜粋）

（地域公共交通会議の構成員）

第九条の三 地域公共交通会議は、次に掲げる者により構成するものとする。

一 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事その他の地方公共団体の長

二 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体

三 住民又は旅客

四 地方運輸局長

五 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体

2 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、地域公共交通会議に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 路線を定めて行う一般乗合旅客自動車運送事業又は第四十九条第一号に規定する市町村運営有償運送について協議を行う場合には、次に掲げる者

イ 道路管理者

ロ 都道府県警察

二 学識経験を有する者その他の地域公共交通会議の運営上必要と認められる者

■地域公共交通会議の目的「地域公共交通会議の設置及び運用に関するガイドライン」（抜粋）

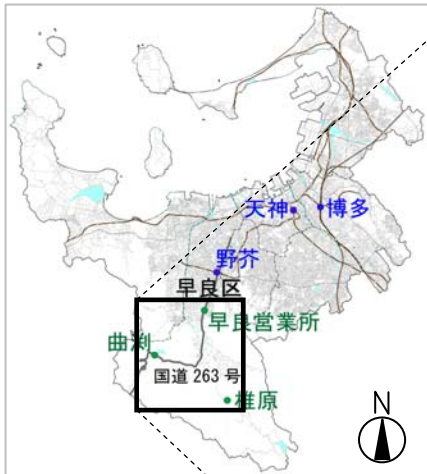
「地域公共交通会議」は、地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項、市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項、その他これらに関し必要となる事項を協議するため設置するものとし、地域の需要に即した乗合運送サービスが提供されることにより地域住民の交通利便の確保・向上に寄与するよう努めるものとする。

■ 早良区脇山支線の運行内容見直しについて

< 1. 路線概要 >

脇山支線は、早良区南部地域を運行する路線であるが、平成21年3月に運行事業者から廃止の申し出があり、これに伴って飯場、曲淵、石釜、西、椎原の各地区で公共交通空白地が発生するため、平成22年4月より、生活交通条例に基づく公共交通休廃止対策として、福岡市からの補助により、代替交通機関の確保が行われている。

< 位置図 >



< 脇山支線路線図 >



< 脇山支線沿線の地区の現状 (平成29年9月末現在住民基本台帳による) >

人口 8,599名 世帯数 3,722世帯

高齢化率 33.9% (福岡市全体21.0%) [脇山, 内野, 曲淵, 早良, 入部校区の一部の値]

< 脇山支線の経緯 >

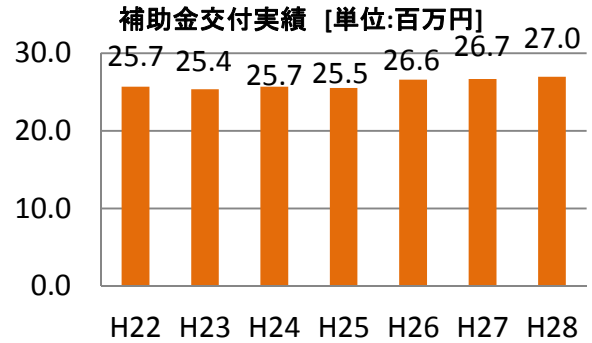
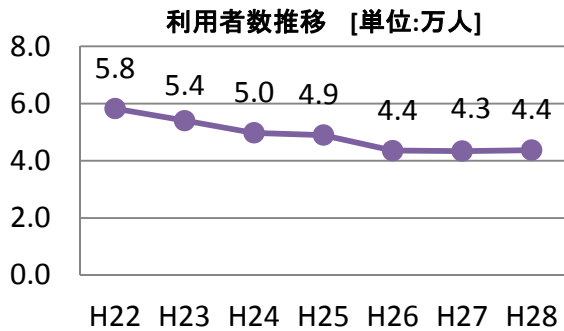
- 平成21年 3月 西日本鉄道(株)より脇山支線廃止の申し出
 - ▼
 - ・廃止された場合、飯場、曲淵、石釜、西、椎原で新たに公共交通空白地が生じる
- 平成21年 7月 早良区南部地域バス連絡協議会の設置 (地域, 交通事業者, 福岡市)
 - ▼
 - ・地域は、早良営業所までの運行や西鉄による運行継続を希望
- 平成22年 4月 西日本鉄道(株)にて代替交通運行開始【休廃止対策】
 - ・バス路線の休廃止に伴い公共交通が空白となる地域となることから、生活交通条例に基づく「公共交通休廃止対策」として、代替交通機関の確保を行うもの。
 - ・「福岡市生活交通バス運行補助金交付要綱」に基づき、経費と収入の差額を市が支援。現在 (平成29年度現在) も、支援を継続中。

■早良区脇山支線の運行内容見直しについて

< 2. 運行内容の見直し >

(1) 現在の課題

- ・平成22年4月より、福岡市の運行経費補助による代替交通機関の確保が行われているが、近年、利用者が減少し、補助額も増加傾向にあり、便数の維持など持続性に課題がある。



(2) 見直し運行内容

- 地域意見や利用実態をふまえ、以下のとおり運行内容を見直す。
 - ・バス路線の曲渕～椎原地区の系統を廃止し、曲渕～早良営業所、椎原～早良営業所の2系統に集約のうえ、椎原～早良営業所のルートに沿線に住居が多い主要地方道福岡早良大野城線に切り替える。
 - ・廃止されるバス路線（曲渕～椎原地区）の代替として、大字西地区へデマンド交通（予約型乗合タクシー）を導入する。

(3) 見直しスケジュール

- 路線バスのダイヤ改正に合わせ、平成30年3月を見直し実施予定とする。

(4) 地域との協議状況

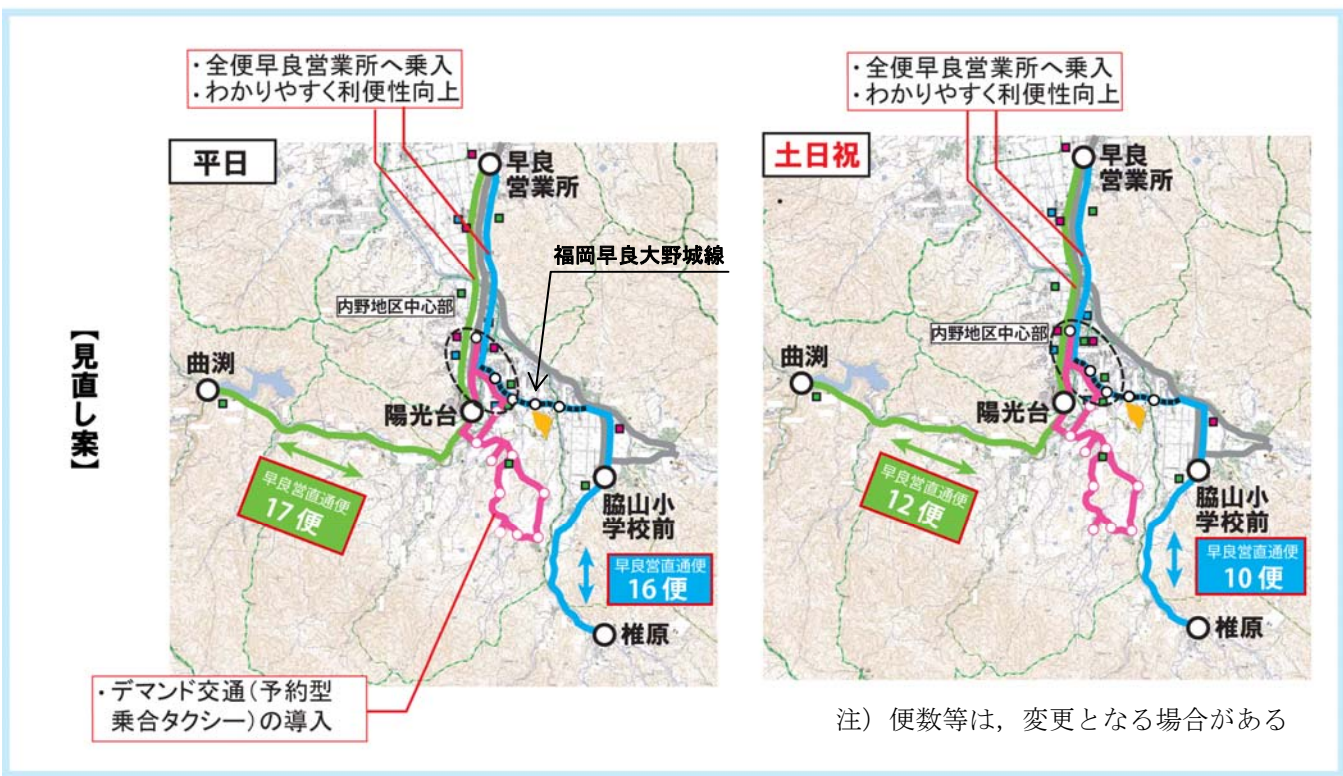
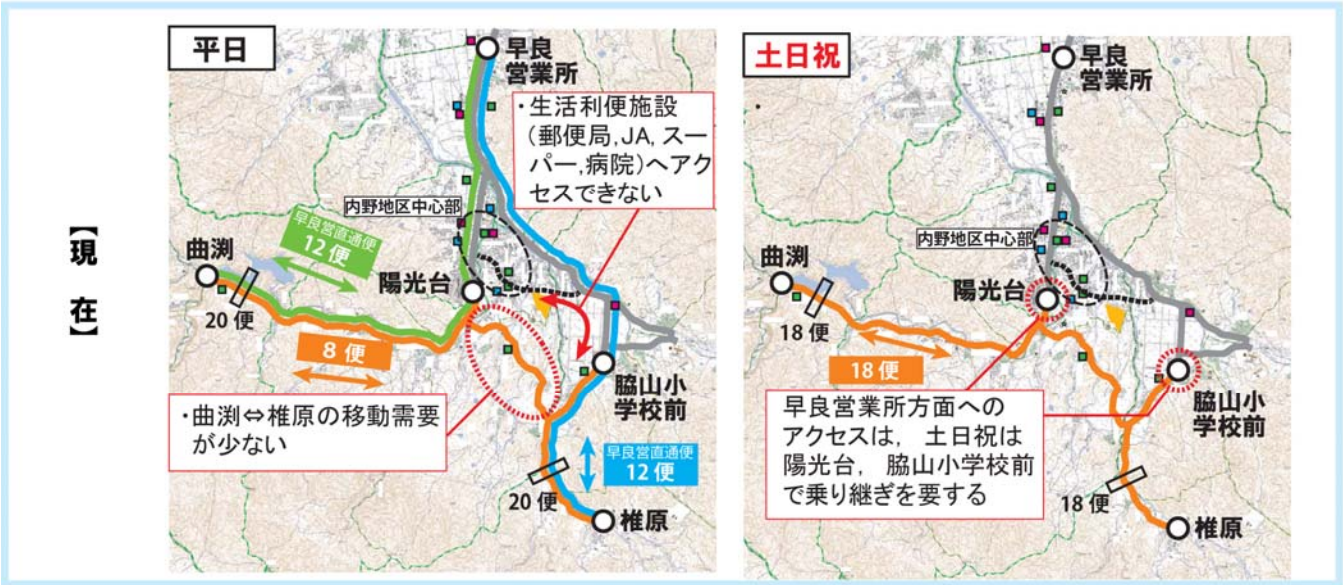
- 今回の運行内容の見直しについては、地域、交通事業者、福岡市で構成される「早良区南部地域バス連絡協議会」（平成29年11月21日開催）にて、合意が得られている。



〈バス連絡協議会の様子〉

■ 早良区脇山支線の運行内容見直しについて

見直し運行内容（現在・見直し案）



【凡例】

<p>〔脇山支線〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 椎原～早良(営)系統 曲淵～早良(営)系統 曲淵～椎原系統 既存路線バス 	<p>〔デマンド交通〕</p> <ul style="list-style-type: none"> デマンド交通ルート案 <p>〔共通〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 主要停留所 	<p>〔生活利便施設〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 商業施設 病院 金融機関・公的施設 	<p>〔その他〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 福岡早良大野城線 早良ニュータウン (NT)
---	--	---	--

■早良区脇山支線の運行内容見直しについて

(5) 大字西地区デマンド交通（予約型乗合タクシー）運行計画

- 運行事業者 飯倉タクシー株式会社
- 運行の態様 区域運行（道路運送法施行規則第3条の3）
- 営業の区域 早良区大字西地区（大字西, 内野8丁目）
- 運行の区域 早良区大字西地区（大字西, 内野8丁目）～
早良区内野地区（内野1・2・5・8丁目, 大字内野, 早良1・2・7丁目）

○運行ルート



【利用種別】

- ・西地区→内野地区：利用可(○)
- ・内野地区→西地区：利用可(○)
- ・西地区→西地区：利用可(○)
- ・内野地区→内野地区：利用不可(×)
※内野地区内でのみの利用はできない

【運行形態】

- ・予約のあるミーティングポイント及び乗降場所のみを最短距離で運行する

【運行経路】

原田～神の原～寺地～山田～下山田～
中山～峯～広瀬～内野八丁目～内野公
民間前～内野二丁目～陽光台～富士ヶ丘

【ミーティングポイント、乗降場所】

- ・路面標示タイプ（イメージ）



※乗降場所名は各名称

○ミーティングポイント及び乗降場所

- ・西地区（ミーティングポイント）：下山田, 山田, 寺地, 神の原, 原田, 中山, 峯, 広瀬
※各地区にひとつ
- ・内野地区（乗降場所）：内野八丁目, 内野公民館前, 内野二丁目, 陽光台, 富士ヶ丘
※交通結節点, 利便施設

■早良区脇山支線の運行内容見直しについて

○運行車両

- ・使用車両は、事業者の小型タクシー5人乗り（運転手含む）を使用し、一般タクシーと併用する。
- ・利用者が、一般タクシーと区別できるように、乗合タクシー車両であることを明示する。
（マグネットシートを張り付け運行）
- ・5名以上の予約がある場合は、2台目を運行する。
- ・車両台数は、予備車を含む3台とする。



（運行車両イメージ）

○運行ダイヤ

ゆきの出発時間		かえりの出発時間	
便	出発時刻	便	出発時刻
1便※	7:00	1便	11:00
2便	9:00	2便	15:00
3便	10:00	3便	17:00
4便	16:00	4便※	21:00

【参考】

- ゆき … 西地区→内野地区
- かえり … 内野地区→西地区

※ 土日祝日の「ゆき1便」、「かえり4便」は運休

○予約方法（事前予約制） ※予約がない場合は運行しない

- ・予約方法：利用者は電話で利用予約を行う
運行事業者の既存配車システムを利用（予約専用ダイヤルを設置）
- ・予約受付：受付は利用日の1週間前から運行1時間前まで
受付時間は、5時～21時（緊急時は受付時間外も対応可(24時間)）
予約のキャンセルは、運行30分前まで

○運賃

- ・全区間 250 円/人・回

大人（12歳以上（中学生以上））	250円
小児（6歳以上12歳未満（小学生））	130円
幼児（6歳未満）	無賃
障がい者	130円

○運行開始（予定）

- ・平成30年3月 運行開始（路線バスダイヤ改正日より運行）

○市補助金

- ・運行に関し必要となる経費は、福岡市生活交通確保バス運行補助金の対象とし、要綱に基づき交付する

○協議

- ・交通管理者 早良警察署
- ・道路管理者 早良区役所

■早良区脇山支線の運行内容見直しについて

< 3. 議決事項 >

(1) 路線バス脇山支線の曲淵～椎原地区系統の廃止

- ・ 廃止固有区間：2.7 km (大字西地区) [固有区間：他の路線と重複しない路線]
- ・ 廃止停留所：4箇所 (西広瀬, 西中山, 西原田, 西神の原)
- ・ 廃止予定：平成30年3月

※代替交通として大字西地区にデマンド交通 (予約型乗合タクシー) を導入

(2) 大字西地区デマンド交通 (予約型乗合タクシー) 運行計画

- ①区域設定：西地区 (大字西, 内野8丁目) 及び内野地区 (内野1・2・5・8丁目, 大字内野, 早良1・2・7丁目) の範囲で運行
- ②運賃申請：届出運賃
- ③使用車両：小型タクシー車両を使用
- ④車両併用：事業者のタクシーを使用し, 一般タクシーと併用

【参考】議決の根拠法令 (地域公共交通会議による手続きの弾力化や簡素化の特例措置)

○道路運送法に基づく協議及び議決

(1) 路線バス脇山支線の曲淵～椎原地区系統の廃止

【議決が必要な項目】路線の廃止又は休止の届出時期の短縮

→協議を調えることにより, 届出時期6ヶ月前を30日前までに短縮することが可能。

(2) 大字西地区デマンド交通 (予約型乗合タクシー) 運行計画

【議決が必要な項目】①区域設定 (区域運行の実施に係る弾力化)

→協議を調えることにより, 大字・地区単位での運行を当該運行 (西地区及び内野地区の範囲で運行) が可能。

【議決が必要な項目】②運賃申請 (運賃・料金の設定, 変更に係る手続きの簡素化)

→協議を調えることにより, 運賃申請を当該運賃にて届出とすることが可能。

【議決が必要な項目】③使用車両 (使用する車両の弾力化)

→協議を調えることにより, 乗車定員11人未満の車両で運行することが可能。

【議決が必要な項目】④車両併用 (車両を他の旅客自動車運送事業と併用することの特例)

→協議を調えることにより, 他の旅客自動車運送事業と併用 (事業者のタクシーを使用し, 一般タクシーと併用) することが可能。

< 4. 今後の脇山支線 >

脇山支線については, 運行内容見直し後の利用者状況を把握し, 早良区南部地域の特性やニーズを踏まえながら, 持続可能な公共交通ネットワークについて, 今後も検討を進めていく。

福岡市地域公共交通会議規則

平成22年12月27日

福岡市規則第135号

改正 平成24年8月16日規則第112号

(趣旨)

第1条 この規則は、公共交通空白地等及び移動制約者に係る生活交通の確保に関する条例（平成22年福岡市条例第25号。以下「条例」という。）第12条第4項の規定に基づき、福岡市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(交通会議の組織)

第2条 交通会議は、会長及び委員19人以内で組織する。

(会長)

第3条 会長は、住宅都市局都市計画部長をもってこれに充てる。

- 2 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(委員)

第4条 委員は、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第9条の3に規定するところにより、市長が任命する。

- 2 委員の任期は、3年とする。ただし、任期中であってもその本来の職を離れたとき等は、委員の職を失うものとする。
- 3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第5条 前条の規定による委員のほか、特別の事項について調査、協議及び関係者の意見の調整の事務（以下「調査等の事務」という。）を行うため必要があるときは、交通会議に臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 臨時委員は、市長が任命する。
- 3 臨時委員は、当該特別の事項について調査等の事務が終了したときは、解任されるものとする。

(交通会議の運営)

第6条 交通会議の会議は、条例第9条第2項の規定により、市長が交通会議の意見を聴くときその他会長が必要と認めるときに、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となり、議事を司会する。
- 3 交通会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 交通会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事会)

第7条 会長が必要と認めるときは、道路運送法（昭和26年法律第183号）に定められた協議を行うため交通会議に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の委員は、次に掲げる者のうちから会長が選任する。

- (1) 本市の住民
- (2) 関係事業者の職員
- (3) 本市の職員
- (4) その他幹事会の運営上必要と認められる者

(交通会議の庶務)

第8条 交通会議の庶務は、住宅都市局都市計画部交通計画課において処理する。

(平成24規則112・一部改正)

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成22年12月28日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡市地域公共交通会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福岡市地域公共交通会議規則（平成22年福岡市規則第135号。以下「規則」という。）第9条の規定に基づき、福岡市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の開催手続)

第2条 会長は、規則第6条に規定する交通会議の会議を開催しようとする場合は、会議の日時、場所、案件等をあらかじめ、委員及び当該議事に関係のある臨時委員に対して通知するものとする。

(委員の代理)

第3条 交通会議の会議における委員及び臨時委員の代理は、これを認めない。ただし、道路運送法施行規則第9条の3第4号に規定する委員にあつては、会長の許可を得て、当該委員が委任する当該機関の職員をもって代理させることができる。

(会議の議事進行)

第4条 福岡市地域公共交通会議規則第6条第2項に規定する議長（以下「議長」という。）は、交通会議の会議を主宰し、議事を進行する。

- 2 議長は、議事について、必要に応じて市の関係職員に説明及び資料の提出を求めることができる。
- 3 議長は、会議の秩序を維持するために必要な指示を出すことができる。

(傍聴の取扱)

第5条 交通会議の会議は、原則公開とし、傍聴することができる。ただし、議長は、必要があると判断したときは、会議に諮って傍聴を認めないことができる。

- 2 傍聴人は、静穏に傍聴する等、傍聴中は議長の指示に従わなければならない。
- 3 議長は、会議における議事の進行及び秩序維持のために必要があり、かつ、傍聴人が前項の指示に従わないときは、退室を求めることができる。

(会議録)

第6条 会長は、交通会議の会議録を作成し、住宅都市局にて保管させるものとする。

- 2 会議録は、交通会議における議事の内容を文書により記録する。
- 3 会議録は、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号）第7条の各号にある非公開情報の部分を除き公開するものとする。

(書面開催)

第7条 次に掲げる事項について、会長は、必要と認めるときに、書面により委員の賛否を求め、その結果をもって交通会議の議決に代えることができる。

- (1) 運行時刻の変更

- (2) 運行回数を増加する変更
 - (3) 停留所の新設並びに位置又は名称の変更
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、会長が軽微な事案又は緊急の決定を要する事案と判断したもの
- 2 前項に規定する場合においては、第3条の規定にかかわらず、委員及び臨時委員の代理は、これを認めない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数からの書面による回答が得られなければ、交通会議の議決とすることができない。
- 4 規則第6条第4項の規定は、第1項の議決について準用する。この場合において、規則第6条第4項中「出席した」とあるのは「書面により回答した」と、「議長」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。
- 5 第1項に規定する議決をおこなった場合、会長はその結果を書面により速やかに委員及び当該議事に関係のある臨時委員に報告するとともに、次回の会議において報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成23年 3月22日から施行する。

この要綱は、平成25年 7月 4日から施行する。

